

函館市訓令第 1 号

所 中 一 般
関 係 各 所

函館市辞令式（昭和 3 4 年函館市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

本則第 6 項中「，兼務」を「，兼務等」に改める。

本則第 1 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 昇任，昇給，勤務，兼務，解職等の場合であつて，辞令書の交付によらないことを市長が適当と認めるときは，辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて，これに代えることができる。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。